

市立釧路総合病院新棟電話設備構築業務

公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立釧路総合病院（以下「病院」という。）新棟電話設備構築業務（以下「業務」という。）の契約に際し、公募した者の中から当該業務の目的及び内容に最良の提案をした者（以下「最良提案者」という。）を選定（以下「プロポーザル方式」という。）し、随意契約を行うことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、プロポーザル方式とは最良提案者を選定するにあたり、事業者等の参加意欲を促し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を告示し、企画提案書の提出を希望する事業者等から市立釧路総合病院新棟電話設備構築業務公募型プロポーザル方式参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者等を選定した後に、当該事業者等から企画提案書の提出を求め、かつ原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、最良提案者を選定する手続をいう。

(委員会)

第3条 市長は、プロポーザル方式による評価基準の適否及び企画提案内容等を審査し、最良提案者を選定するための「市立釧路総合病院新棟電話設備構築業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の設置に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参加希望者の公募)

第4条 市長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね35日前に公募内容を、告示その他の方法により周知するものとする。

(参加希望者の要件)

第5条 参加を希望しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 公募型プロポーザル方式に参加できる者は、単独企業又は共同企業体（以下、「JV」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 単独企業及びJVの構成員は、次に掲げるアからケの要件を全て満たすものとするが、クにおいては、JVの場合、構成員のいずれかが要件を満たしていること。また、JVの構成員については、2ないし3者までとする。なお、JVの場合においては、参加表明書の提出までにJVを組織し、JVの設置に関する協定書（別記様式）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

ア 2026・2027年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され「コンピューター及び周辺機器」業者として登録されていること。

イ 北海道内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

オ 告示の日から最良提案者を選定する日までにおいて、釧路市競争入札参加の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

カ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

キ 釧路市暴力団排除条例 第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者には該当しないこと。

ク 過去5年以内に、一般病床数400床以上の病院において電話交換設備又はこれに類する通信設備の導入又は更新実績を有すること。

ケ その他市長が特に必要と定める要件を満たしていること。

(参加申請)

第6条 参加を希望しようとする者は、参加表明書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、参加表明書の提出期限を、告示を開始する日の翌日から起算して概ね10日とするものとする。

(参加希望者の要件の審査及び参加事業者の選定)

第7条 市長は、第5条各号に規定する要件の審査結果に基づき、企画提案書の提出を要請する参加事業者等（以下「参加要請者」という。）の選定を行うものとする。

(選定結果の通知)

第8条 市長は、前条の審査結果に基づき、要件を満たしていないと認められた者（以下「非参加要請者」という。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際し、当該通知をした日の翌日から起算して5日以内（釧路市の休日定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）に要件を満たしていないと認めた理由について説明を求められることができる旨、併せて記載するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく理由の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、当該非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第9条 市長は、第7条の参加要請者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 市長は、企画提案書の提出期限を、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね14日とするものとする。

3 企画提案書提出に係る質問の受付期間は、企画提案書提出要請を行った日の翌日から起算して概ね7日以内とする。

(最良提案者の選定)

第10条 市長は、最良提案者の選定を行うため、委員会において企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行うものとする。

2 市長は、企画提案書の内容によりヒアリングに参加させない事業者を選定することができる。

3 市長は、前項の事業者を選定した場合は、書面により通知するものとする。

4 市長は、第1項の審査結果に基づき最良提案者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。

5 市長は、第3項及び第4項の規定に基づく通知には、それぞれの結果に至った理由を付すものとする。

(随意契約)

第11条 市長は、業務の契約に際して、競争入札によらず、最良提案者と随意契約を行うことができるものとする。

(事務局)

第12条 プロポーザル方式による実施に関する庶務を処理するため、事務局を病院事務部総務課に設置する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月27日から施行する。